2018年11月24日

厚生労働省千葉労働局　ハローワーク千葉

ご担当者様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　タバコ問題を考える会・千葉

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表世話人　紅谷　歩

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　野田市山崎2701-1-301

求人票に「非喫煙者に限る」とした求人を拒否した事例について

拝啓　初冬の候 貴施設におかれましては益々ご清栄の事と心よりお慶び申し上げます。

　貴施設において、「求人票に非喫煙者に限る」とした求人を拒否したという、以下の2018年10月31日の毎日新聞ニュース記事を読ませて頂きました。

「毎日新聞2018年10月31日 18時00分(最終更新 10月31日 20時21分)

https://mainichi.jp/articles/20181101/k00/00m/040/010000c

　千葉県で健診を行う公益財団法人・ちば県民保健予防財団（千葉市美浜区）が９月、看護師などの求人票に「非喫煙者に限る」との条件を記載するよう求めたところ、ハローワーク千葉（同区）から「たばこは個人の問題」として拒否された。財団は「健康増進のためなのに残念」とする一方で、ハローワークは「個人の適性・能力のみで選考すべきだ」と反論している。

関係者によると、財団の担当者が９月下旬にハローワークを訪れ、看護師、事務など７職種の求人票について相談。財団は禁煙を啓発しているため、昨年から受験資格を「非喫煙者」とする方針をホームページで公開している。ハローワークにもこの条件を記すよう求めたが「たばこは個人の問題で（吸っても）良いのではないか」「公的には出せない」と拒否された。ハローワーク千葉は厚生労働省が適性・能力のみに基づく「公正な採用選考」を呼びかけており「できるだけ門戸を広げるためだった」と説明する。

　職場の喫煙問題に詳しい大和浩・産業医大教授（喫煙対策）は「ハローワークの対応は間違っている。喫煙者を雇えば、就業前や休憩時間に喫煙し、患者に受動喫煙被害を起こす可能性がある。健康関連産業ではむしろ、採用を非喫煙者に限るのは必要条件だ」と訴える。

　一方、愛煙家の経済アナリスト・森永卓郎さんは「判断は適切。出自などで差別するのがダメなのと同様、喫煙するから排除するのは差別で人権侵害」と話す。

　厚労省就労支援室は、非喫煙を採用条件にすることについて「合理的な理由があれば一概に差別と言えない」と説明。全国のハローワークの求人票でも看護師や飲食店、ドラッグストア従業員などで非喫煙の条件を明示した例が２０件以上ある。【斎藤義彦】 」

　過去の事例、判例等によると、憲法上、喫煙の自由は「権利」とまでは断定されておらず、判例においても「喫煙の自由は、あらゆる時、所において保障されなければならないものではない。」と判示されています。喫煙を理由とする不採用も、これを禁止した特別の規定はなく、個別事案で公序良俗に反すると評価されない限り、原則として、適法とも書かれています。

また、【改正労働安全衛生法　第68条の2】では、「事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。」としています。独立行政法人労働者健康安全機構東京産業保健総合支援センターが発行している「平成30年度版労働衛生ハンドブック」の「Ⅶ快適職場の形成」の中では職場における喫煙対策について、「平成27年の改正労働安全衛生法の通達は、取り組むべき措置を行政が指定するのではなく、事業者自らが、実情に応じた適切な措置を決定することを前提としています。」と記載されています。受動喫煙（3次喫煙を含む）から労働者を守るという観点から求人票に「非喫煙者に限る」と記載する事は、職場における喫煙対策として適切と言えるのではないでしょうか。

今回の記事にもあるように、過去のハローワークの求人でも、非喫煙の条件を明示した事例が多数ございます。今回新聞に取り上げられたちば県民予防財団は「千葉県民の健康づくりを支援し、地域に貢献します、敷地内は全面禁煙で勤務時間内は禁煙です」とホームページに掲載している訳ですから、求人票に「喫煙しない方」という表記をすることは、求職者に対しても適切な対応かと考えます。

以上のことから、求人票に「非喫煙者に限る」としたちば県民保健予防財団への今回の貴施設の対応について、以下の2点について教えて頂きたく存じます。

①今回の対応に至った理由

②今後求人票に「非喫煙者に限る」とした求人があった際の対応

大変お忙しい中で恐縮ですが、2019年12月5日（水）までにご回答頂ければと存じます。

何卒、宜しくお願い申し上げます。

敬具

問合せ先（質問への回答先）

タバコ問題を考える会・千葉　事務局（紅谷方）

住所：〒278-0022千葉県野田市山崎2701-1-301

電話：090-7723-0729 FAX：050-1417-7817 Email:info@tmkc.org

問合せ先（回答用紙のFAX・送付先）

日本禁煙推進医師歯科医師連盟第28回学術総会実行委員会

調査責任者　紅谷　歩

住所：〒278-0022千葉県野田市山崎2701-1-301

電話：090-7723-0729　　FAX：050-1417-7817　Email：info@tmkc.org

問合せ先（回答用紙のFAX・送付先）

日本禁煙推進医師歯科医師連盟第28回学術総会実行委員会

調査責任者　紅谷　歩

住所：〒278-0022千葉県野田市山崎2701-1-301

電話：090-7723-0729　　FAX：050-1417-7817　Email：info@tmkc.org

問合せ先（回答用紙のFAX・送付先）

日本禁煙推進医師歯科医師連盟第28回学術総会実行委員会

調査責任者　紅谷　歩

住所：〒278-0022千葉県野田市山崎2701-1-301

電話：090-7723-0729　　FAX：050-1417-7817　Email：info@tmkc.org